

令和8年(2026年)2月12日

報道機関 各位

市立学校における感染症予防を目的とした臨時休業措置の
実施について

市が設置する義務教育諸学校等において、学校において予防すべき感染症の感染報告があったことから、感染症の予防上必要と判断し、学校保健安全法の規定に基づき、以下の措置をとりました。

1 新たに臨時休業等の措置を実施する学校

学校名	措置の内容		感染症名	期 間
鍛神小学校	学級閉鎖	2学級	インフルエンザ	2月13日～2月16日

2 臨時休業等の状況（2月12日時点）

(1) インフルエンザ

・学級閉鎖 3校 5学級
小 学 校 3校 5学級

【問い合わせ先】

函館市教育委員会学校教育部保健給食課（21-3545）